

別表 1

補助対象経費		補助率	補助限度額	備 考
費目	経費の内容			
報償費	講師・専門家への役務の提供等に対する謝礼（記念品・商品は除く。）	補助対象経費 の 10 分の 10	1,315 千円	1 人 1 日当たり 5 万円上限（補助対象経費総額の 50%以内）
旅 費	交通費、通行料金等			五戸町職員の旅費に関する条例及び条例施行規則に準ずる
需用費	消耗品費（用紙、封筒等の文具）、印刷製本費（チラシ・ポスター・報告書等の印刷費）、材料費（事業の実施に必要な食材等の費用を含む。）等			
役務費	通信運搬に係る経費、イベント保険料等			
使用料 及び 賃借料	機器使用料、会場借上料等			
委託料	事業の一部を委託する場合の委託料 ※業務委託契約書を作成すること。			補助対象経費総額の 50%以内
備 品 購入費	事業実施のために直接必要と認められる備品購入費			1 個又は 1 式あたり 10 万円（税込）以上、耐用年数が 1 年以上のもの（申請額の 30%以内）
その他	上記のほか、町長が適当と認める経費			